

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和6年7月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	県内各市町	特定疾患治療	86	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成12年 4月診療分
	県内各市町	特定疾患治療	86	*小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大(年齢の拡大) 18歳未満の者(治療が必要な場合は20歳到達まで延長)					
	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 小野市 三田市 加西市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 たつの市 上郡町 佐用町 宍粟市 香美町 新温泉町 養父市 朝来市 丹波市 篠山市 淡路市 南あわじ市 豊岡市	高齢期移行	41	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 3月診療分
	神戸市	重度 心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者及び高校生以下1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者及び高校生以下400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マール長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の 医療機関等	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市	重度心身障害者	83	・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が3級と中度（療育手帳B1判定）の知的障害との重複障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	・定率1割負担 - 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ・重障心身障害者は、負担なし ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	・1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マール長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 ・重障心身障害者は負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
		重度精神障害者	43	- 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	- 定率1割負担 - 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		乳幼児等	81	- 小学3年生まで ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	・0歳～3歳の誕生日の属する月の月末まで：なし ・上記以外：1医療機関等あたり2割負担（1日400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		こども	48	- 小学4年生から中学3年生 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担（1日400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化	- 定率1割負担 - 負担限度額月額1,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			84	- 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化	- 定率1割負担 - 負担限度額月額1,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 三田市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 新温泉町 養父市 朝来市 篠山市 淡路市 南あわじ市 豊岡市	重度 心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 赤穂市 西脇市 三木市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 養父市 朝来市 篠山市 川西市 三田市 淡路市 南あわじ市 豊岡市	重度 精神障害者	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 芦屋市 相生市 加古川市 宝塚市 小野市 加西市 猪名川町 加東市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 太子町 たつの市 養父市 丹波市 篠山市	乳幼児等	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
	姫路市	こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 たつの市 新温泉町 養父市 朝来市 丹波市 篠山市 淡路市 南あわじ市	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	相生市	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	姫路市 西脇市	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・母子家庭又は父子家庭において監護されている18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児（年齢は同上） ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	尼崎市	乳幼児等	80	小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限あり	なし	1医療機関等あたり1日800円（低所得者600円）を限度に月2回 ※就学前は無料。	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
		こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己負担額の2/3	対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
			83	・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	尼崎市	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	85	18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母、又は父子家庭の父及びその単身養育者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父、単身養育者及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※児童は無料	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	明石市	重度心身障害者	83	・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
		重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		こども	81	中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・母子家庭又は父子家庭において監護されている18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児（年齢は同上） ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	西宮市	高齢期移行	41	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、以下の要件を満たす者 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の者 但し、S27.6.30以前生まれの者は市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
			42	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、以下の要件を満たす者 区分Ⅱ 市町村民税非課税世帯で、要介護2以上の者 但し、S27.6.30以前生まれの者は市町村民税非課税世帯の者 ※自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
		障害者（心身）	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
			83	・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ・軽度（療育手帳B2判定のうちIQ・DQ60以下かつIQ・DQ61以上で自閉症）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	西宮市	障害者(精神)	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
			44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		乳幼児等	80	0歳児及び1歳の誕生月の翌月1日から小学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
			81	1歳の誕生月の翌月1日から6歳到達後の3月31日までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)以上の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		こども	47	小学4年生から中学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) 所得基準は児童扶養手当の全部支給基準以下 *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) 所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満 *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	洲本市 西脇市 川西市 上郡町 香美町 新温泉町 朝来市 淡路市	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
	洲本市 西脇市 上郡町 香美町 朝来市 淡路市 南あわじ市	こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	芦屋市	重度心身障害者	83	・障害程度が3級の身体障害者 ・療育手帳B1判定の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *法別82の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *法別43の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	芦屋市 相生市 加古川市 宝塚市 加西市 猪名川町 加東市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 太子町 たつの市 養父市 丹波市 篠山市	こども	48	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	芦屋市 宝塚市 加西市 市川町 神河町 丹波市 篠山市	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
	相生市	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	伊丹市	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児：自己負担なし 就学児：1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円（低所得者600円）を限度に月2回】	対象外	県内の医療機関等	
		こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円（低所得者600円）を限度に月2回】	対象外	県内の医療機関等	
	相生市	高齢期移行	42	県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
	相生市 赤穂市	重度心身障害者	83	県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	相生市 赤穂市 篠山市	重度精神障害者	44	県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加古川市	心身障害者	83	・60歳以上で障害程度が3級及び4級の身体障害者 ・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・中度(療育手帳B1判定)の知的障害者 ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・*70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ・*自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・*訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
	加古川市 新温泉町	重度 精神障害者	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	加古川市	精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳到達月の末日までの高校在学中の児童を監護する母子家庭・遺児(年齢は同上) ・*70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ・*自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・*訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	赤穂市 佐用町 宍粟市	乳幼児等	81	中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
	赤穂市 香美町 豊岡市	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の未までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	赤穂市	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・満20歳の誕生日の属する月の末日を経過していない児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	宝塚市	重度心身障害者	83	・障害程度が1級～4級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)及び中度(療育手帳B1判定)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		高齢期移行	42	県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	三木市	乳幼児等	80	中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
			81	県助成制度の対象とならない以下の者 中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	高砂市	高齢期移行	41	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 (ただし、生活保護法の適用者は除外) *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
			42	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、市町村民税非課税世帯の者 (ただし、生活保護法の適用者は除外) *昭和24年7月1日以降生まれの者は対象外 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 24,600円/月	定率2割負担 《外来限度額》 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
		乳幼児等	81	小学3年生までの乳幼児等 (ただし、生活保護法の適用者は除外) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		こども	48	小学4年生から中学3年生 (ただし、生活保護法の適用者は除外) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	高砂市	重度心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者(ただし、生活保護法の適用者は除外) ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
			83	・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・重度(療育手帳B1判定)の知的障害者(ただし、生活保護法の適用者は除外) ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ・後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 ・70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ・精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ・後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 ・70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ・精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) (ただし、生活保護法の適用者は除外) ・70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) (ただし、生活保護法の適用者は除外) ・70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	川西市	こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己負担額の1/3	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
	小野市 福崎町	重度心身障害者	83	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	小野市	こども	48	小学4年生から高校3年生（高校在籍の有無に関係なく18歳到達の年度末まで） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	84	・18歳に達した年度の未までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	三田市	乳幼児等	81	小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児0円 小1～小3 1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		こども	48	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	三田市	重度心身障害者	83	・障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者世帯合算超過者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者世帯合算超過者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
		重度精神障害者	44	- 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者世帯合算超過者 ※後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ※精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) (県制度所得制限額を超過するが、児童扶養手当一部支給基準を満たす者) ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	加西市	重度精神障害者	44	- 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 ※後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ※精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	加東市	母子家庭等	84	- 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児(年齢は同上) ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加東市	高齢期移行	42	県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
	多可町	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）対象外としている。（償還払いのみ対応） *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）対象外としている。（償還払いのみ対応） *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障害者	83	・障害程度が3級の身体障害者 ・中軽度（療育手帳B1・B2）の知的障害者 ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	播磨町	重度心身障害者	83	・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	播磨町	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度末以降20歳未満の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
	福崎町	母子家庭等	84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) ・70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	神河町	乳幼児等	81	高校等3年生まで ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ・学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	太子町	重度心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ・後期高齢者医療に加入する者を除く ・70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ・精神疾患の入院・通院の治療は対象外	負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	太子町	高齢期移行	41	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 ・自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
	たつの市 佐用町 宍粟市 加西市	重度心身障害者	83	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	たつの市 佐用町 宍粟市	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	上郡町	重度心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち高校1年生以上の者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
			83	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち中学3年生までの者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で高校1年生以上の者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	上郡町	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で中学3年生までの者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
		母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童で高校1年生以上の者 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父の児童で中学3年生までの者 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	佐用町	母子家庭等	84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	宍粟市	母子家庭等	84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	香美町	こども	48	高校1年生から高校3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	新温泉町	こども	81	小学4年生から中学3年生又は1歳到達月の翌月から小学3年生までの幼児で法別番号80対象者以外の者（1歳の誕生日の属する月の翌月から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者で法別番号80以外の者） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	新温泉町	重度心身障害者	83	県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
		重度精神障害者	44	県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		高齢期移行	42	県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 ＊自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 負担限度額 44,400円/月	定率2割負担 《外来限度額》 外来限度額12,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
	丹波市	重度心身障害者	83	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	丹波市	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
	南あわじ市	乳幼児等	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	豊岡市	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己負担額の2/3かつ1医療機関等ごとに月上限1,600円	対象外	県内の医療機関等	
	尼崎市	乳幼児等	81	就学前の乳幼児等（ただし0歳児は除く。） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市（＊）	重度心身障害者	82	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が3級と中度（療育手帳B1判定）の知的障害との重複障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ・重障心身障害者は、負担なし ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	・1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 ・重障心身障害者は負担なし	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	43	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 三田市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 新温泉町 養父市 朝来市 丹波篠山市 淡路市 南あわじ市 豊岡市（＊）	重度心身障害者	82	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 赤穂市 西脇市 三木市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 養父市 朝来市 丹波篠山市 川西市 三田市 淡路市 南あわじ市 豊岡市 （＊）	重度 精神障害者	43	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	尼崎市 （＊）	重度 心身障害者	82	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年 7月診療分
			83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度 精神障害者	43	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	尼崎市（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
	明石市（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	西宮市（＊）	障害者（心身）	82	＊平成31年3月診療分から受託している障害者（心身）医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
			83	＊平成31年3月診療分から受託している障害者（心身）医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ・軽度（療育手帳B2判定のうちIQ・DQ60以下がIQ・DQ61以上で自閉症）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	西宮市（＊）	障害者（精神）	43	*平成31年3月診療分から受託している障害者（精神）医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
			44	*平成31年3月診療分から受託している障害者（精神）医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	西宮市（＊）	母子家庭等	85	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） 所得基準は児童扶養手当の全部支給基準以下 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） 所得基準（扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円）未満 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	芦屋市（＊）	重度心身障害者	83	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が3級の身体障害者 ・療育手帳B1判定の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *法別82の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *法別43の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	相生市 赤穂市 （＊）	重度 心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年 7月診療分
	相生市 赤穂市 丹波篠山市 （＊）	重度 精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	加古川市 （＊）	心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・60歳以上で障害程度が3級及び4級の身体障害者 ・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	加古川市 新温泉町 （＊）	重度 精神障害者	43	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加古川市（＊）	精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
		母子家庭等	85	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳到達月の末日までの高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	赤穂市 香美町 豊岡市（＊）	母子家庭等	85	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	赤穂市（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・満20歳の誕生日の属する月の末日を経過していない児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	宝塚市（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級～4級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）及び中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	高砂市（＊）	重度心身障害者	82	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者（ただし、生活保護法の適用者は除外） ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
			83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・重度（療育手帳B1判定）の知的障害者（ただし、生活保護法の適用者は除外） ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	高砂市（＊）	重度精神障害者	43	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	85	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上）（ただし、生活保護法の適用者は除外） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上）（ただし、生活保護法の適用者は除外） ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	小野市 福崎町（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 7月診療分
		重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	三田市（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者世帯合算超過者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者世帯合算超過者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	三田市（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者世帯合算超過者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	加西市（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	多可町（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中軽度（療育手帳B1・B2）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	播磨町（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
	福崎町（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	太子町（＊）	重度心身障害者	82	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	太子町（＊）	重度精神障害者	43	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	たつの市 佐用町 加西市（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	たつの市 佐用町（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	上郡町（＊）	重度心身障害者	82	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち高校1年生以上の者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
			83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち中学3年生までの者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	43	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で高校1年生以上の者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	上郡町（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で中学3年生までの者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	佐用町（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	新温泉町（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	新温泉町（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
	丹波市（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	宍粟市（＊）	乳幼児等	81	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳までに拡大） 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大し、自己負担を変更（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	中央市（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大し、自己負担を変更（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） ＊精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
		母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、自己負担を変更 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	対象外	県内の医療機関等	
	川西市	乳幼児等	81	小学3年生までの乳幼児等 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 ＊市単独制度（1歳以上の未就学児に限り、両親等の市（町村）民税所得割税額の合計が23.5万円以上でも対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和2年7月診療分
	三田市（＊）	こども	48	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、外来自己負担の変更（所得制限超過者3割負担800円） 小学4年生から中学3年生 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関	令和2年7月診療分
		乳幼児等	81	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、外来自己負担の変更（小1～小3所得制限超過者3割負担800円） 小学3年生までの乳幼児等 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児0円 小1～小3 1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関	令和2年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	佐用町 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児医療費助成について、現物助成の対象年齢を拡大(中学3年生→高校3年生) 高校3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和2年 7月診療分
	新温泉町 (*)	こども	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児医療費助成について、対象年齢を拡大(中学3年生→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は1歳到達月の翌月から小学3年生までの幼児で法別番号80対象者以外の者(1歳の誕生日の属する月の翌月から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者で法別番号80以外の者) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和2年 7月診療分
	西宮市 (*)	障害者 (心身)	83	*令和元年7月診療分から助成内容を変更している障害者(心身)医療について、現物助成対象者を拡大、備考を追加 (障害程度が3級の身体障害者→障害程度が3級及び4級の身体障害者)(備考:*身体障害者4級は入院のみ助成) ・障害程度が3級及び4級の身体障害者 ・中度(療育手帳B1判定)の知的障害者 ・軽度(療育手帳B2判定のうちIQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入するものを除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾患、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *身体障害者4級は入院のみ助成	定率1割負担 負担限度額月額2400円 (低所得者1600円) ※連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金額を徴収しない。	1医療機関あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関	令和2年 7月診療分
	淡路市	こども	48	小学4年生から中学3年生まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	淡路市	乳幼児等	81	小学3年生まで(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の乳幼児等	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	神戸市	重度 精神障害者	44	精神障害者保険福祉手帳1級の精神障害者	定率1割負担 負担限度額 1600円 *連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関あたり 1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 小野市 三田市 加西市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 たつの市 上郡町 佐用町 宍粟市 香美町 新温泉町 養父市 朝来市 丹波市 丹波篠山市 淡路市 南あわじ市 豊岡市 (*)	高齢期移行	41	*平成31年3月診療分から受託している高齢期以降医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市（＊）	重度心身障害者	82	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
	神戸市（＊）	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が3級と中度（療育手帳B1判定）の知的障害との重複障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ・重障心身障害者は、負担なし ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	・1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 ・重障心身障害者は負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市（＊）	重度精神障害者	43	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
	神戸市（＊）	乳幼児等	81	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生まで ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	・0歳～3歳の誕生日の属する月の月末まで：なし ・上記以外：1医療機関等あたり2割負担（1日400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	神戸市（＊）	こども	48	＊平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から中学3年生 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担（1日400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	神戸市（＊）	母子家庭等	85	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額1,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	神戸市（＊）		84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額1,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 三田市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 新温泉町 養父市 朝来市 丹波篠山市 淡路市 南あわじ市 豊岡市（＊）	重度心身障害者	82	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 赤穂市 西脇市 三木市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 養父市 朝来市 丹波篠山市 川西市 三田市 淡路市 南あわじ市 豊岡市（＊）	重度精神障害者	43	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 芦屋市 相生市 加古川市 宝塚市 小野市 加西市 猪名川町 加東市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 太子町 たつの市 養父市 丹波市 丹波篠山市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	姫路市 (*)	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 たつの市 新温泉町 養父市 朝来市 丹波市 丹波篠山市 淡路市 南あわじ市 (*)	母子家庭等	85	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	相生市 (*)	母子家庭等	85	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	姫路市 西脇市 (*)	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 県助成制度の対象とならない以下の者 ・母子家庭又は父子家庭において監護されている18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児(年齢は同上) ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	尼崎市 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限あり	なし	1医療機関等あたり1日800円(低所得者600円)を限度に月2回 ※就学前は無料。	対象外	県内の医療機関等	
		こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己負担額の2/3	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	尼崎市 (*)	重度心身障害者	82	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
			83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	43	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	尼崎市（＊）	母子家庭等	85	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母、又は父子家庭の父及びその単身養育者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
			84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父、単身養育者及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※児童は無料	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	明石市（＊）	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		こども	81	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （中学3年生まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	明石市 (*)	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・母子家庭又は父子家庭において監護されている18歳に達した年度末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児（年齢は同上） ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
	西宮市 (*)	高齢期移行	41	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、以下の要件を満たす者 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の者 但し、S27.6.30以前生まれの者は市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
			42	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、以下の要件を満たす者 区分Ⅱ 市町村民税非課税世帯で、要介護2以上の者 但し、S27.6.30以前生まれの者は市町村民税非課税世帯の者 ※自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	西宮市 (*)	障害者 (心身)	82	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している障害者(心身)医療について、対象に訪問看護を追加(訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
			83	*令和2年7月診療分から受託内容を変更している障害者(心身)医療について、対象に訪問看護を追加(訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) ・障害程度が3級及び4級の身体障害者 ・中度(療育手帳B1判定)の知的障害者 ・軽度(療育手帳B2判定のうちIQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入するものを除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾患、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *身体障害者4級は入院のみ助成	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		障害者 (精神)	43	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している障害者(精神)医療について、対象に訪問看護を追加(訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している障害者(精神)医療について、対象に訪問看護を追加(訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	西宮市（＊）	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 0歳児及び1歳の誕生月の翌月1日から小学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
			81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） (6歳到達後の3月31日まで→小学3年生まで) 1歳の誕生月の翌月1日から小学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)以上の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から中学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	85	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) 所得基準は児童扶養手当の全部支給基準以下 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			84	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) 所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	洲本市 西脇市 川西市 上郡町 香美町 新温泉町 朝来市 淡路市 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	洲本市 西脇市 上郡町 香美町 朝来市 淡路市 南あわじ市 (*)	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	芦屋市 (*)	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・障害程度が3級の身体障害者 ・療育手帳B1判定の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *法別82の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マール長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *法別43の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	芦屋市 相生市 加古川市 宝塚市 猪名川町 加東市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 太子町 たつの市 養父市 丹波市 丹波篠山市 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	加西市 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (中学3年生→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	芦屋市 宝塚市 市川町 神河町 丹波市 丹波篠山市 (*)	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	加西市 (*)	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担額を変更 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (自己負担備考に「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし」を追加) 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	相生市 (*)	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
	伊丹市 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児：自己負担なし 就学児：1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円（低所得者600円）を限度に月2回】	対象外	県内の医療機関等	
		こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円（低所得者600円）を限度に月2回】	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	相生市 (*)	高齢期移行	42	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	相生市 赤穂市 (*)	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	相生市 赤穂市 丹波篠山市 (*)	重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	加古川市 (*)	心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・60歳以上で障害程度が3級及び4級の身体障害者 ・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加古川市 新温泉町 (*)	重度 精神障害者	43	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	加古川市 (*)	精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	85	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳到達月の末日までの高校在学中の児童を監護する母子家庭 ・遺児(年齢は同上) *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	赤穂市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	佐用町 (*)	乳幼児等	81	*令和2年7月診療分から受託内容を変更している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 高校3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	宍粟市 (*)	乳幼児等	81	*令和2年7月診療分から受託内容を変更している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	赤穂市 香美町 豊岡市 (*)	母子家庭等	85	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	赤穂市 (*)	母子家庭等	84	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 県助成制度の対象とならない以下の者 ・満20歳の誕生日の属する月の末日を経過していない児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	宝塚市 (*)	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級～4級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）及び中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
		重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		高齢期移行	42	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
	三木市 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
			81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	高砂市（＊）	高齢期移行	41	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者（ただし、生活保護法の適用者は除外） *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
			42	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、市町村民税非課税世帯の者（ただし、生活保護法の適用者は除外） *昭和24年7月1日以降生まれの者は対象外 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 24,600円/月	定率2割負担 《外来限度額》 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
		乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生までの乳幼児等（ただし、生活保護法の適用者は除外） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	高砂市（＊）	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から中学3年生 （ただし、生活保護法の適用者は除外） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
		重度心身障害者	82	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 （ただし、生活保護法の適用者は除外） *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
			83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・重度（療育手帳B1判定）の知的障害者 （ただし、生活保護法の適用者は除外） *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	高砂市（＊）	重度精神障害者	43	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度重度障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
			44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度重度障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	85	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） （ただし、生活保護法の適用者は除外） *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
			84	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） （ただし、生活保護法の適用者は除外） ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	川西市 （＊）	こども	47	＊平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担額を変更（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （入院外：医療保険における自己負担額の1/3→なし） 小学4年生から中学3年生 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	小野市 福崎町 （＊）	重度心身障害者	83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	小野市 （＊）	こども	48	＊平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から高校3年生（高校在籍の有無に関係なく18歳到達の年度末まで） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	三田市（＊）	乳幼児等	81	*令和2年7月診療分から受託内容を変更している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児0円 小1～小3 1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
		こども	48	*令和2年7月診療分から受託内容を変更しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	三田市（＊）	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者世帯合算超過者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者世帯合算超過者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者世帯合算超過者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） （県制度所得制限額を超過するが、児童扶養手当一部支給基準を満たす者） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加西市（＊）	重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担額を変更 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （自己負担備考「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし」を追加） 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
	加東市（＊）	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	加東市（＊）	高齢期移行	42	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
	多可町（＊）	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加、所得制限を撤廃 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）対象外としている。（償還払いのみ対応） *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	多可町 (*)	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大及び所得制限を撤廃 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (小学4年生から中学3年生→小学4年生から高校3年生まで) 小学4年生から高校3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)対象外としている。(償還払いのみ対応) *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *20歳までの高校3年生について助成	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
		重度 心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・障害程度が3級の身体障害者 ・中軽度(療育手帳B1・B2)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	播磨町 (*)	重度 心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・中度(療育手帳B1判定)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	播磨町（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度末以降20歳未満の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ＊遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
	福崎町（＊）	母子家庭等	84	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	神河町（＊）	乳幼児等	81	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・高校等3年生まで ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	太子町（＊）	重度心身障害者	82	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	43	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	85	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	太子町 (*)	高齢期移行	41	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 ・自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
	たつの市 佐用町 (*)	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	宍粟市 (*)	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加西市 （＊）	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担を変更 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （自己負担備考「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし」を追加） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	たつの市 佐用町 （＊）	重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	宍粟市 （＊）	重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	上郡町 (*)	重度心身障害者	82	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち高校1年生以上の者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
			83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち中学3年生までの者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	43	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で高校1年生以上の者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で中学3年生までの者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	上郡町 (*)	母子家庭等	85	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童で高校1年生以上の者 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
			84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父の児童で中学3年生までの者 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	佐用町 (*)	母子家庭等	84	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	中央市 (*)	母子家庭等	84	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	香美町 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 高校1年生から高校3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	新温泉町（＊）	こども	81	＊令和2年7月診療分から受託内容を変更していることも医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は1歳到達月の翌月から小学3年生までの幼児で法別番号80対象者以外の者（1歳の誕生日の属する月の翌月から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者で法別番号80以外の者） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
		重度心身障害者	83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更してい重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	新温泉町（＊）	重度精神障害者	44	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更してい重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の未までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
		高齢期移行	42	＊平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 ＊自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 負担限度額 44,400円/月	定率2割負担 《外来限度額》 外来限度額12,000円/月	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	丹波市 (*)	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更してい重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加(訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
	丹波市 (*)	重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更してい重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加(訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	南あわじ市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加(訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	豊岡市（＊）	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担を変更（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （外来自己負担備考「非課税世帯は無料」追加） 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回 非課税世帯は無料	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
		こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （外来自己負担備考「非課税世帯は無料」追加） 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己負担額の2/3かつ1医療機関等ごとに月上限1,600円 非課税世帯は無料	対象外	県内の医療機関等	
	尼崎市（＊）	乳幼児等	81	*令和元年7月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 就学前の乳幼児等（ただし0歳児は除く。） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	川西市（＊）	乳幼児等	81	*令和2年7月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *市単独制度（1歳以上の未就学児に限り、両親等の市（町村）民税所得割税額の合計が23.5万円以上でも対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関	
	三田市（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から受託内容を変更したこども医療について、入院の対象年齢を拡大、備考を追加（小学4年生から中学3年生→入院：小学4年生から高校3年生※ ※高等学校等への在学の有無を問わず、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない市民） 入院：小学4年生から高校3年生※ 外来：小学4年生から中学3年生 ※高等学校等への在学の有無を問わず、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない市民 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円・所得制限超過者3割負担800円）を限度に月2回（高校生は対象外）	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
	神戸市（＊）	重度精神障害者	43	*令和3年7月診療分から受託内容を変更した重度心身障害者医療について、入院自己負担額を変更。（高校生世代以下0円を追加） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円、高校生世代以下0円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市（*）	重度精神障害者	44	*令和3年7月診療分から受託した重度精神障害者医療について、入院自己負担額を変更。 （高校生世代以下0円を追加） 精神障害者保険福祉手帳1級の精神障害者 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円、高校生世代以下0円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
		こども	48	*令和3年7月診療分から受託内容を変更したこども医療について、入院の対象年齢を拡大 （中学3年生→18歳到達後の最初の3月31日） 入院：小学4年生から18歳到達後の最初の3月31日までにある者 外来：小学4年生から中学3年生） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担（1日400円）を限度に月2回（高校生世代は助成なし）	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
		重度心身障害者	82	*令和3年7月診療分から受託内容を変更した重度心身障害者医療について、入院の自己負担額を変更。 （高校生世代以下0円を追加） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円、高校生世代以下0円） ・重障心身障害者は、負担なし ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目以来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
		重度心身障害者	83	*令和3年7月診療分から受託内容を変更した重度心身障害者医療について、入院の自己負担額を変更。 （高校生世代以下0円を追加） ・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が3級と中度（療育手帳B1判定）の知的障害との重複障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円、高校生世代以下0円） ・重障心身障害者は、負担なし ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	・1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目以来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 ・重障心身障害者は負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市（＊）	母子家庭等	84	*令和3年7月診療分から受託内容を変更した母子家庭等医療について、入院の自己負担額を変更。 (高校生世代以下0円を追加) 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	定率1割負担 負担限度額月額1,600円 (高校生世代以下は0円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
		母子家庭等	85	*令和3年7月診療分から受託内容を変更した母子家庭等医療について、入院の自己負担額を変更。 (高校生世代以下0円を追加) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	定率1割負担 負担限度額月額1,600円 (高校生世代以下は0円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
	尼崎市	こども	48	入院：小学4年生から、高校3年生まで 外来：小学4年生から、中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日800円、月2回まで	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	西脇市	乳幼児	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 県制度の所得制限を超過した者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	西脇市	こども	48	小学4年生から高校3年生 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 県制度の所得制限を超過した者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	たつの市	母子	84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 (令和4年7月から制度拡充対象者分（一部支給基準対象者）)	1割負担 負担限度額月額3200円 3か月を超える場合、続く4か月目以降はなし	1医療機関等あたり1日800円、月2回まで	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	尼崎市（＊）	乳幼児等	80	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、自己負担を変更 (就学児の入院外を1日800円（低所得者600円）→1日400円（低所得者は無料）に変更) 小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限あり	なし	1医療機関等あたり1日400円（低所得者は無料）を限度に月2回 ※就学前は無料	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
		乳幼児等	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大し、入院自己負担額を変更 (就学前の乳幼児等（ただし0歳児は除く。）→小学校3年生まで) (定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない→なし) 小学校3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	なし	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
		こども	47	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、自己負担を変更 (医療保険における自己負担額の2/3→1医療機関等あたり1日400円又は2割のうち、どちらか少ない額を限度に月2回（低所得世帯は無料）) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日400円又は2割のうち、どちらか少ない額を限度に月2回（低所得世帯は無料）	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	伊丹市（＊）	乳幼児等	80	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、自己負担を変更（未就学児：自己負担なし、就学児：1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円（低所得者600円）を限度に月2回→なし） *小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
		こども	47	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、自己負担を変更（1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円（低所得者600円）を限度に月2回】→なし） *小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	加古川市（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大（小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降最初の3月31日までにある者） *小学4年生から18歳に達する日以降最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	西脇市（＊）	母子家庭等	85	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している母子家庭等医療について、自己負担を変更する。（入院：定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円）※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない→なし、入院外：1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回→なし） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	三木市（＊）	乳幼児等	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→入院：0歳から高校3年生まで（18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）、入院外：0歳から中学3年生まで） *県助成制度の対象とならない以下の者 入院：0歳から高校3年生まで（18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 入院外：0歳から中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし ※高校生は助成対象外	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	加西市（＊）	重度精神障害者	44	*令和3年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象者を拡大（精神障害者保健福祉手帳1級及び2級⇒1級、2級及び3級の精神障害者） *精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び3級 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加東市（＊）	乳幼児	81	*令和3年7月診療分から、助成内容を変更している乳幼児等医療について、所得制限を撤廃する。（備考*所得制限なしを追加） 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
		こども	48	*令和3年7月診療分から、助成内容を変更しているこども医療について、所得制限を撤廃するとともに、助成対象年齢を拡大する。 （小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳の年度末、備考*所得制限なしを追加） 小学4年生から18歳の年度末 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
		重度精神障害	43	*令和3年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、高校生に相当する年齢の者についてはこども医療に移管。 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *高校生に相当する年齢の者についてはこども医療に移管しこども医療で助成	1割負担 限度額 月2400円（低所得は月1600円）	1日600円、月2回まで （低所得は1日400円、月2回まで）	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
		重度心身障害	82	*令和3年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、高校生に相当する年齢の者についてはこども医療に移管。 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外 *高校生に相当する年齢の者についてはこども医療に移管しこども医療で助成	1割負担 限度額 月2400円（低所得は月1600円）	1日600円、月2回まで （低所得は1日400円、月2回まで）	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
		母子家庭等	84	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している母子家庭等医療について、一部対象者をこども医療へ移管。 （18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童→20歳未満の高校在学中の児童（18歳に達した年度の末までの児童はこども医療に移管）） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・20歳未満の高校在学中の児童（18歳に達した年度の末までの児童はこども医療に移管） ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	稲美町（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更していることも医療について、対象年齢を拡大（小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者） 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	播磨町（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更していることも医療について、対象年齢を拡大（小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者） 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	福崎町（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更していることも医療について、対象年齢を拡大（小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者） 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	たつの市（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更していることも医療について、対象年齢を拡大（小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者） 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	豊岡市（＊）	乳幼児等	80	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、自己負担を変更（外来：非課税世帯は無料→非課税世帯・0～3歳児は無料） 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 ※3歳児とは、4歳の誕生日の属する月の末日までをいう	なし	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回 非課税世帯・0～3歳児は無料	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
	西脇市（＊）	母子家庭等	84	*令和3年7月診療分から受託内容を変更した母子家庭等医療について、実施機関番号「85.28.014.7」への移行に伴い、実施機関番号「84.28.014.8」の取り扱いは令和4年6月30日まで					令和4年6月診療分までの取扱い
	洲本市	こども	48	16歳から18歳 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	西宮市	こども	48	小学4年生から中学3年生 所得基準（扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円）以上 高校1年生から高校3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	定率1割 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	伊丹市	こども	48	入院・入院外とも、9歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31までの者 ※生活保護の適用を受けている者は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	伊丹市	乳幼児	81	入院・入院外とも、出生の日から9歳に達する日以降最初の3月31までの者 ※生活保護の適用を受けている者は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	川西市	こども	48	入 院：18歳到達後最初の3月31日までの者（所得超過の者） 入院外：15歳到達後最初の3月31日までの者（所得超過の者） （ただし、生活保護の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	南あわじ市	こども	48	小学4年生～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童・生徒等 所得制限あり(県制度に準ずる) 生活保護法の適用を受けている者は対象外	負担なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	高砂市(＊)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生⇒小学4年生から18歳に達する日以降最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用者は除外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	市川町(＊)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生 ⇒ 小学4年生から18歳に達する日の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	丹波市(＊)	こども	48	*令和3年7月から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生 →小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	丹波市(＊)	乳幼児等	81	*令和3年7月から助成内容を変更している乳幼児等医療について、所得制限を撤廃 ・小学3年生まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	淡路市(＊)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生まで ⇒小学4年生から高校3年生(18歳到達後の最初の3月末)まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	朝来市(＊)	こども	47	*令和3年7月診療分に助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生⇒小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	尼崎市(＊)	乳幼児	81	*令和4年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、入院外の負担金を変更 小学校3年生まで(ただし0歳児は除く。) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	なし	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回(就学前は無料)	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	豊岡市(＊)	乳幼児等	80	*令和4年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院外の負担金を変更 小学3年生まで ・1医療機関等あたり1日 400円を限度に月2回非課税世帯・0～3歳児は無料⇒小学3年生まで無料	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	養父市(＊)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 小学校4年生から中学3年生まで→小学校4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	川西市(＊)	乳幼児	81	* 令和2年7月診療分から受託している乳幼児医療について、小学校1年生～小学校3年生の所得制限を撤廃 ・小学校3年生までの乳幼児等 ※市単独制度(1歳以上の未就学児に限り、両親等の市(町村)民税所得割税額の合計が23.5万円以上でも対象) ⇒小学校1年生～小学校3年生についても、両親等の市(町村)民税所得割税額の合計が23.5万円以上でも対象に変更	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年7月診療分
	神戸市(＊)	こども	48	*令和3年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生 → 小学4年生から高校生世代(※) ※18歳到達後、最初の3月31日までの者。高等学校などに通っていない者も対象。 ・小学4年生から18歳到達後の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担(1日400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	相生市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生 →小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 12月診療分
	三田市 (*)	こども	48	*令和3年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大(中学生まで→高校生期までに拡大) 入院、外来共に:小学4年生から高校3年生※ ※高等学校等への在学の有無を問わず、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない市民 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	低所得 0円 一般 1日2割400円 3日目以降0円 所得超過 1日3割800円 3日目以降0円	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
	太子町 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、入院の対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 入院:小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 外来:小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
	姫路市 (*)	こども	47	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を一部拡大及び所得制限を一部撤廃 (子どもを3人以上養育している世帯について所得制限を撤廃し、15歳まで→18歳までに拡大) ○2人以下の子どもを養育している世帯 小学4年生から中学3年生※ (※中学校卒業後(16歳)から18歳までの入院は償還払い) *所得制限あり ○3人以上の子どもを養育している世帯 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *所得制限なし *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
	姫路市 (*)	乳幼児	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、所得制限を一部撤廃 (子どもを3人以上養育している世帯について所得制限を撤廃) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *3人以上の子どもを養育している世帯は所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
	宝塚市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃し、対象者を拡大(扶養者及び扶養者の配偶者の市民税課税所得額235,000円→所得制限なしに変更) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
	宝塚市 (*)	乳幼児等	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を撤廃し、対象者を拡大(扶養者及び扶養者の配偶者の市民税課税所得額235,000円→所得制限なしに変更) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市	こども	48	15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(所得制限なし) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
	稲美町	重度精神障害	44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	1医療機関等あたり 定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり 1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 (3回目以降負担なし)	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
	稲美町	重度心身障害	83	・身体障害者手帳3級(心臓疾患に限る)の身体障害者 ・療育手帳B1判定の知的障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	1医療機関等あたり 定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり 1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 (3回目以降負担なし)	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
	朝来市	こども	48	小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得基準(扶養義務者の市町村民税(所得割)額の合計が23万5千円)以上	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
	朝来市	乳幼児等	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *1歳児からは所得基準(扶養義務者の市町村民税(所得割)額の合計が23万5千円)以上	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
	芦屋市(*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を撤廃 (15歳まで→18歳までに拡大) 小学4年生から高校生相当まで (15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの者。)※高等学校等の在学有無は問われない *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	所得基準額(※)未満: なし 所得基準額(※)以上及び高校生相当: 1医療機関等あたり 1日上限800円まで (3回目以降負担なし) ※保護者・扶養義務者(父母等)のいずれかが、市(区)町村民税所得割額23万5千円以上の場合	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
	芦屋市(*)	乳幼児	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、所得制限を撤廃 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	0歳児(出生日から1歳の誕生月の末日まで)及び所得基準額(※)未満:なし 1歳以上で所得基準額(※)以上: 1医療機関等あたり 1日上限800円まで (3回目以降負担なし) ※保護者・扶養義務者(父母等)のいずれかが、市(区)町村民税所得割額23万5千円以上の場合	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 (*)	こども	47	*令和6年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃し、対象年齢を変更 (18歳に達する日以降の最初の3月31日まで→15歳に達する日以降の最初の3月31日までに変更) 小学4年生から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
	姫路市 (*)	乳幼児	81	*令和6年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、所得制限を撤廃 (子どもを3人以上養育している世帯について所得制限を撤廃⇒全ての世帯の所得制限を撤廃に変更) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
	三木市 (*)	子ども	81	*令和4年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大及び入院外の 自己負担金を変更 (0歳から中学3年生まで⇒0歳から高校生世代までに拡大) (自己負担(入院外) なし※高校生は助成対象外)⇒(自己負担 なし) ・18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。